一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　県南都市計画道路事業３・３・３０２号国道４号線及び県中都市計画道路事業３・３・１号国道４号線
三　事業施行期間　自令和七年四月十六日至令和二十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、舘沢、本町、滝八幡及び北町地内　福島県岩瀬郡鏡石町久来石南、久来石及び笠石
使用の部分　なし
五　収用又は使用の手続が保留される事業地
収用の部分　福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、舘沢、本町、滝八幡及び北町地内　福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内
使用の部分　なし

○国土交通省告示第三百十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1706	時刻歴応答解析を用いて検証する「（仮称）千代田区一番町計画」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 宮島　正治	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	令和７年３月31日
			東急不動産株式会社 代表取締役 星野　浩明	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号	
			東急株式会社 代表取締役 堀江　正博	東京都渋谷区南平台町５番６号	

○国土交通省告示第三百十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1707	時刻歴応答解析を用いて検証する「赤坂七丁目２番地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	赤坂七丁目２番地区市街地再開発組合	東京都港区赤坂七丁目２番28号	令和７年３月31日

○国土交通省告示第三百二十号

東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請事案（事案番号令六第三〇〇四号）については、令和七年四月一日付け国運審第一号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和七年四月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

○防衛省告示第八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十一日（予備、同月二十二日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦　自衛艦九隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十一日及び同月二十三日（予備、同月二十二日、同月二十四日及び同月二十五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三一度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三一度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三一度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三一度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三一度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三一度三七分五一秒
実施艦　自衛艦十隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年四月二十一日から同月二十三日（予備、同月二十四日から同月二十六日）までの毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒